

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	新地町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.shinchi-town.jp/">http://www.shinchi-town.jp/</a>

執行機関名 新地町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学援助金の支給に関する法律による就学援助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新地町要保護及び準要保護児童生徒就学支給要綱(平成17年7月1日教委訓令第1号)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新地町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第○の項 新地町要保護及び準要保護児童生徒就学支給要綱(平成17年7月1日教委訓令第1号)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八条)第1条	新地町要保護及び準要保護児童生徒就学支給要綱(平成17年7月1日教委訓令第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、教育基本法(昭和22年法律第25号)第3条第2項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、 <u>経済的理由</u> によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給することについて、必要な事項を定めるもの
⑦独自利用事務の関連規範		新地町要保護及び準要保護児童生徒就学支給要綱(平成17年7月1日教委訓令第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	新地町要保護及び準要保護児童生徒就学支給要綱第2条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第4条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	学用品費等軽減願いの申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	新地町要保護及び準要保護児童生徒就学支給要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	町税関係情報
備考		